

岩手県官報報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 54 号

岩手県官報報告規則の一部を改正する規則

岩手県官報報告規則（昭和 32 年岩手県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後																								
<p>(官報報告原稿)</p> <p>第 4 条 官報報告原稿は、それぞれの事項について別表主管課欄に定める主管課（以下「主管課」という。）の長のもとで立案し、官報報告主任に合議の上、<u>行政事務条例</u>にあつては 4 通、その他の事項にあつては 3 通を作成し、原議とともに、別表原稿送付期限欄に定める期限までに官報報告主任に送付しなければならない。</p> <p>(報告の手続)</p> <p>第 5 条 官報報告主任は、原稿の送付を受けたときは、官報報告簿（様式第 11 号）に所要の記載をし、<u>行政事務条例</u>にあつては原稿 3 通、その他の事項にあつては原稿 2 通に送付書を添えて、遅滞なく総務省大臣官房総務課長に送付しなければならない。</p> <p>別表（第 3 条、第 4 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>官報報告を要する事項</th> <th>官報報告の範囲</th> <th>原稿の様式</th> <th>原稿送付期限</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>行政事務条例</u></td> <td>[略]</td> <td>第 1 号又は第 2 号</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課	1 <u>行政事務条例</u>	[略]	第 1 号又は第 2 号	[略]		<p>(官報報告原稿)</p> <p>第 4 条 官報報告原稿は、それぞれの事項について別表主管課欄に定める主管課（以下「主管課」という。）の長のもとで立案し、官報報告主任に合議の上、<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 2 項に規定する条例</u>にあつては 4 通、その他の事項にあつては 3 通を作成し、原議とともに、別表原稿送付期限欄に定める期限までに官報報告主任に送付しなければならない。</p> <p>(報告の手続)</p> <p>第 5 条 官報報告主任は、原稿の送付を受けたときは、官報報告簿（様式第 11 号）に所要の記載をし、<u>地方自治法第 14 条第 2 項に規定する条例</u>にあつては原稿 3 通、その他の事項にあつては原稿 2 通に送付書を添えて、遅滞なく総務省大臣官房総務課長に送付しなければならない。</p> <p>別表（第 3 条、第 4 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>官報報告を要する事項</th> <th>官報報告の範囲</th> <th>原稿の様式</th> <th>原稿送付期限</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>地方自治法第 14 条第 2 項に規定する条例</u></td> <td>[略]</td> <td>第 1 号</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課	1 <u>地方自治法第 14 条第 2 項に規定する条例</u>	[略]	第 1 号	[略]	
官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課																									
1 <u>行政事務条例</u>	[略]	第 1 号又は第 2 号	[略]																										
官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課																									
1 <u>地方自治法第 14 条第 2 項に規定する条例</u>	[略]	第 1 号	[略]																										
<p><u>行政事務</u> <u>に関する条</u> <u>例の制定又</u> <u>は改廃。た</u> <u>だ</u> <u>し、条例の制</u> <u>定又は改廃</u> <u>が全国的に</u> <u>も影響する</u> <u>ところが大</u> <u>きく、特に報</u> <u>告の必要が</u> <u>あるものに</u> <u>限る。</u></p>					<p><u>地方自治</u> <u>法第 14 条第</u> <u>2 項に規定</u> <u>する条例</u> <u>地方自治</u> <u>法第 14 条第</u> <u>2 項に規定</u> <u>する条例の</u> <u>制定又は改</u> <u>廃。ただし、</u> <u>条例の制定</u> <u>又は改廃が</u> <u>全国的にも</u> <u>影響すると</u> <u>ころが大き</u> <u>く、特に報</u> <u>告の必要が</u></p>																								

岩手県

地方税

- 一 ××税について、次のとおり不服申立てがあった。
- 二 不服申立人の住所及び氏名
- 三 不服申立てがあった日
- 四 不服申立ての目的となった処分
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

岩手県

地方税

- (不服申立てに対する決定又は裁決をした場合)
- 一 ×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて次のとおり決定(裁決)した。
 - 二 不服申立人の住所及び氏名
 - 三 不服申立ての目的となった処分
 - 四 関係地方公共団体名
 - 五 決定(裁決)の日
 - 六 決定(裁決)の内容
 - 七 その他必要な事項

岩手県

地方税

- 一 ××税について、次のとおり不服申立てがあった。
- 二 不服申立人の住所及び氏名
- 三 不服申立てがあった日
- 四 不服申立ての目的となった処分
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

岩手県

地方税

- (不服申立てに対する決定又は裁決をした場合)
- 一 ×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて次のとおり決定(裁決)した。
 - 二 不服申立人の住所及び氏名
 - 三 不服申立てがあった日
 - 四 不服申立ての目的となった処分
 - 五 関係地方公共団体名
 - 六 決定(裁決)の日
 - 七 決定(裁決)の内容
 - 八 その他必要な事項

様式第3号の2 選挙の結果(別表関係)

[略]

様式第5号 人事異動(別表関係)

[略]

注1 [略]

- 2 前任が部長、局長、医療局長、企業局長、事務局長又は教育長でない場合は、旧職欄は「事務吏員」又は「技術吏員」とし、括弧書きを付さないでください。また、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者の旧職欄は、「××事務官」又は「××技官」として括弧を付して記載してください。

3 [略]

様式第3号 選挙の結果(別表関係)

[略]

様式第5号 人事異動(別表関係)

[略]

注1 [略]

- 2 前任が部長、局長、医療局長、企業局長、事務局長又は教育長でない場合は、旧職欄は「職員」とし、括弧書きを付さないでください。また、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者の旧職欄は、「××事務官」又は「××技官」として括弧を付して記載してください。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。